

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律のポイント」

セミナー概要

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立(平成30年7月6日公布)により、来春(2019年4月)より順次施行されることとなりました。今回の法改正では、「過重労働対策」と「同一労働同一賃金」が2本柱となっていますが、これらが福祉法人の人事労務管理に与える影響は絶大であり、かつ数年間にわたり対応が求められます。

今回の研修会では、具体的な制度説明のほか、今後想定される影響を就業規則の改定例の紹介等を通じて、福祉施設等の管理者として、職員さんに安心して働いてもらえる環境作りのために知っておくべき重要なルールをわかりやすく解説します。

セミナー内容

＜パート1＞働き方改革関連法に定められている各根拠法の改正概要(全体像)とその施行スケジュール、時間外労働の上限規制と求められる実務対応、有給休暇の取得義務化等今後注意すべき事項などについて、法律の基本的な考え方を解説します。

＜パート2＞「同一労働同一賃金」に関する最高裁判決(ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件)のポイントと今後の影響、また、これらに焦点を当てた就業規則の改定が必要となる部分や今後の労務管理に必要とされる部分について具体的に解説します。

【会場ご案内】 株式会社 日本医療企画 北海道支社
札幌市中央区南1条西6丁目15-1 あおばビル2階



詳細情報

日程 平成30年10月17日(水)

会場 日本医療企画北海道支社

時間 13:30~16:00
(13:00受付開始)

参加費：無料 | 定員：30名

～セミナー参加申込書～ (複数名ご参加戴ける場合はコピーしてお使いください)

お名前 _____ 法人名又は施設名 _____

ご住所 〒 _____ 電話番号 _____

FAX番号 _____ メールアドレス _____



講師紹介



講師名: 岡田 光次郎

よつば社会保険労務士事務所 所長
(株)よつば会計事務所 常務取締役
特定社会保険労務士
(プロフィール)

平成12年の介護保険制度開始以来、
大手税理士法人で社会福祉法人専門
のコンサルタント業務を経験。
平成28年8月よつば社会保険労務士
事務所を開設し、社会福祉法人の経
営労務管理に特化した業務を行う。